

岐阜県スポーツコミッション（合宿誘致）推進事業費補助金申請にかかる留意事項について

申請を検討される団体様においては、下記のポイントを含め、交付要綱について改めてご留意いただきますようお願いいたします。

<主なポイント>

①【R6改正予定】補助対象経費の拡大

合宿に係る宿泊費のみを補助対象経費としておりましたが、合宿に係る県内スポーツ施設の施設利用料（グラウンドや体育館等）も新たに補助対象経費（予定）とします（ミーティング等のために利用した会議室、荷物置き用の部屋などは対象外）。

実績報告時には、宿泊費同様に利用したスポーツ施設に関する請求書や領収書などの支出を証する書類も添付していただきますので、ご準備をお願いします。

②必要な大会入賞実績（2回以上）

要綱別表1の大会（全日本選手権、国民体育大会など）での入賞実績を使って申請をする場合は、合宿の初日の属する年度の前年度から過去3年度以内に**2回以上1位（高地トレーニングエリアでの合宿の場合は1位から3位）の入賞実績**が必要となります。

ただし、**初めて申請される団体に限り、1度の入賞実績でも申請が可能**です。

- ・別表2（オリンピック、パラリンピック、世界選手権）の出場実績を使う場合は、これまで同様、1度の出場実績で申請できます。
- ・チームとしての入賞実績（団体競技、駅伝など）と個人での入賞実績を組み合わせることも可能です。
- ・申請していただく2つの入賞実績のうち、より低い入賞実績をもとに、補助上限額が決定されます。

（例）1位1回、2位1回の場合 → 2位の補助上限額

1位1回、3位1回の場合 → 3位の補助上限額

2位1回、3位1回の場合 → 3位の補助上限額

③県民等との交流事業

別表1、2の大会における入賞実績、出場実績を使って申請される団体及び日本代表チームには**「岐阜県民等との交流事業の実施」**を補助金交付の要件としています。

地元小中学校、県内団体等との調整など事業実施は、県と相談の上、協力して行います。

※団体・チームで交流事業を企画・調整される場合も内容が決まりましたら、必ず担当までご連絡をお願いします。

(交流事業例)

- ・地元小中学校、地元団体でのスポーツ教室
- ・県内選手、団体との合同練習会
- ・選手、指導者による講演会
- ・オンライン交流（県内学校から選手へのインタビュー）
- ・メッセージ動画 など

《メッセージ動画について》

岐阜県民等との交流事業の実施が困難な場合は、メッセージ動画の作成を行っていただきます。

内容は、高地トレーニングでの合宿の狙い、メリット、宿泊施設やスポーツ施設の感想などを1～2分程度で作成ください。

※トレーニングのみの動画は、ご遠慮ください。

なお、ご提出いただきました動画は、「飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア」のSNS（X、Instagram、Facebook）で後日掲載します。また、過去のメッセージ動画やエリアの情報も発信していますので、是非フォローをお願いします。

X : <https://twitter.com/HidaOntakeTArea>

Instagram : https://www.instagram.com/hidaontake_trainingarea/

Facebook : <https://www.facebook.com/ontakehida>

HP : <https://hida-athlete.jp/>

④補助事業の広報（2回以上）

より効果的な発信をしていただくため、**チームまたは選手、指導者の方が公式に管理・運営し、一般に閲覧可能なホームページ、SNS、広報紙などで2回以上広報する**ことを要件としています。

<留意点>

- ・詳細については、別添補助金交付要綱をご覧ください。
（要綱・様式について、以前のものは使用しないでください。）
- ・要望調査をもとに各団体の内示額を決定し、内示額を上限として本申請をしていただくことになりましたのでご注意ください。